

令和3年度

第2回東京都食品安全審議会

日時：令和3年10月13日（水）午後6時00分～午後7時46分
場所：東京都庁第一庁舎42階 特別会議室A（WEB会議）

午後6時00分開会

【稲見食品監視課長】 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから令和3年度第2回東京都食品安全審議会を開催いたします。

委員の皆様には、大変お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。

私は、福祉保健局健康安全部食品監視課長の稲見と申します。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は新型コロナウイルス感染症対策のため、WEB会議形式との併用で開催いたします。

本審議会の資料及び議事録は原則公開することとなっておりますので、あらかじめご承知おきください。

それでは、会の進行につきまして、ご案内いたします。

ご発言の際は会場にいらっしゃいます委員の方は挙手の上、目の前のマイクの下、右側のボタンを押していただき、赤いランプが点灯してからご発言をお願いいたします。発言が終わりましたら、もう一度ボタンを押していただき、赤いランプを消してください。WEBでご参加の委員の方々におかれましては、システム上の挙手ボタンを押していただき、ミュートを解除していただいた上でご発言をお願いいたします。発言が終わりましたら、挙手を解除し、ミュート状態に戻していただきますよう、お願いいたします。

それでは、まず委員の皆様の出席状況を確認させていただきます。

本審議会は、東京都食品安全審議会規則第5条により委員の過半数の出席がなければ、開催することができないこととなっております。ただいまご出席の委員は19名で委員総数22名の過半数に達しており、定足数を満たすことをご報告申し上げます。

なお、本日、石井委員、島田委員、吉田委員からご欠席の連絡を受けております。

それでは、以後の進行は、五十君会長にお願いいたします。

会長、よろしくお願いいたします。

【五十君会長】 五十君でございます。本日も委員の皆様のご協力の下、審議会の円滑な進行に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に事務局から本日の資料につきまして、確認をお願いしたいと思います。

【事務局】 それでは、本日の資料についてご説明申し上げます。

WEB参加の委員の先生方につきましては、事前に郵送で送付させていただいておりますので、お手元の資料をご確認ください。

本日お集まりいただいている先生につきましては、卓上のほうにそろえさせていただいております。

まず資料ですが、ダブルクリップ止めになっている次第が一番上についているものが一部ございます。こちらが資料になります。まず会議次第ですが、両面刷りになっております。それから次に名簿がついております。1ページ目の表面が委員の名簿、それから裏面が事務局の名簿になっております。それと資料1、こちらが両面刷りのものが1枚、それから資料2、これも両面刷りのものが1枚、資料3は片面刷りのものが1枚になっております。それから、資料4、これも片面刷りのものが1枚、資料

5が両面刷りのものが1枚、資料6につきましては、表紙がございまして、最終ページが17ページのもの一つづりでございます。それから資料7、横判の資料になりますが、こちらが両面刷りになっておりまして、最終ページが26ページになっておりますものが1部、資料8がカラーになっておりますリーフレットの資料になっております。資料9がこれも横刷りの資料で、両面刷りのものが、最終ページが13ページになっておりますものが一つづりとなっております。

以上が資料の内容になります。

それと、参考資料につきましては、非常にちょっと量が多くて恐縮です。参考資料の一覧につきましては次第のほうに内容と一覧が載っておりますが、参考資料1から22まででございます。こちらをクリアファイルにまとめまして、一式置いてございます。このほか、本日お集まりの先生方につきましては、卓上に平成27年度から32年度までの東京都食品安全推進計画、それから令和3年度から令和7年度にかけての食品安全推進計画、こちらをご用意しております。

そのほか卓上に座席表と東京都食品安全審議会会則という形でご準備させていただいております。

以上になります。

【五十君会長】 ありがとうございます。会場の方、それからWEBからの参加の委員の方も含め、ただいまの資料の確認、お手元の資料の確認はできましたでしょうか。

それでは、お手元の会議次第に従いまして、早速議事に入りたいと思います。

議事の一つ目は、ふぐの取扱い等に関する制度の在り方についてです。

前回の審議会でご審議いただきました内容は、7月30日から8月29日の期間で、パブリックコメントを実施いたしました。それらの意見を踏まえまして、奥澤副会長を部会長とする検討部会において、ご検討いただきました。本日は、その検討結果を部会長から答申（案）としてご報告していただき、審議いたしたいと思います。

それでは、奥澤部会長、お願いいたします。

【奥澤副会長】 それでは、報告をさせていただきます。

お手元の資料1をご覧ください。本件について諮問のありました本年3月の審議会以降の経過が記載されております。

ご覧のとおり7月27日開催の審議会においてまとめられました中間のまとめについて、7月30日から8月29日までパブリックコメントの募集が行われました。

このパブリックコメントの結果と事務局から提案された若干の文言修正案について、先般、9月13日に第3回検討部会を書面会議の形式で開催し、検討を行いました。

その結果、検討部会として、中間のまとめに若干の文言修正を加えたものを答申（案）とし、本審議会に報告させていただくこととなりました。引き続き詳細について事務局から報告をお願いします。

【事務局】 それでは、事務局から検討部会の報告としまして、答申（案）の中間のまとめについてパブリックコメントを募集した結果からご説明させていただきます。

それでは、資料2「答申（案）の中間のまとめ」に対する意見募集の結果について、こちらをご覧ください。

募集期間は7月30日から8月29日まで、募集の結果は1名の方から3件のご意見をいただきました。ご意見要旨と、それに対する考え方についてご説明します。

まず一つ目のご意見につきましては、表の中ほどにご意見要旨という欄がございますが、ふぐを処理する営業者の義務等や、ふぐ処理者の認定要件について、全国平準化を図ることになったことに、ご賛同の意見でございます。

このご意見に関する考え方は、その右の欄になります。国によるふぐ処理者の認定要件の全国平準化の方針を踏まえ、ふぐ調理師免許制度の見直しについて検討している、としています。

裏面をご覧ください。

二つ目のご意見要旨は、他自治体からの有資格者の受入れに関するご意見で、都内に多種多様なふぐが入り、流通形態も複雑であるという都の実情は、他の自治体と異なるため、東京都独自の講習会の実施を要望する、というものです。

このご意見に対しては、ご指摘のとおり、東京都の実情を踏まえ、他自治体からの有資格者の受入れに当たっては、制度見直し後の東京都の試験内容と同等以上の試験内容である自治体の免許取得者であることを確認し、都知事が行う講習会の受講を課した上で、東京都の免許を交付したいと考えています、としております。

三つ目のご意見要旨は、有資格者等に対する最新情報の提供が必要であります、内容の理解について確認方法の取り入れを要望するという内容です。

このご意見に対しては、ご意見を踏まえ、資料提供だけでなく、講習会や監視等の機会において、分かりやすく情報提供を行い、知識の向上を図っていききたいと考えています、としております。

以上、中間のまとめに対するご意見は修正等を求めるものではなく、ご賛同いただく内容となっております。

続きまして、資料3「答申（案）の中間のまとめ」の修正についてという資料をご覧ください。

パブリックコメントでは、答申（案）の中間のまとめの修正を求めるご意見はありませんでしたが、第3回検討部会に答申（案）としてお示しする際、事務局修正をした内容についてご説明をします。

資料3の上の枠が概要の修正内容、下の枠が本文の修正内容になります。

まず概要本文の共通の修正事項として、答申（案）のタイトルですが、「制度の在り方」の具体的な論点が分かりやすくなるよう、サブタイトルとして、ふぐ処理者の認定要件の全国平準化等に伴うふぐ調理師免許制度等の見直し、という下線部を追加し、第4章のタイトルにも同様にサブタイトルを追加しました。

最後に本文の15ページになります。表、中ほどの修正前の欄のとおり、多種多様なふぐが流通している東京都の実態を踏まえ、という部分について、ほかの箇所との表現を統一するため「多種多様な」と送り仮名の修正をいたしました。

続いて、同じ段落中の有資格者及びふぐ取扱所の営業者に対して情報提供を行い、有資格者の知識の向上に寄与していくことが必要である、としていたところ、有資格者について表現の重複となりますので、下線部を削除し、修正後のとおりとしました。

このほか、審議の本論ではないので修正一覧には入れてはおりませんが、ここで

よつと資料6をご覧くださいなのですが、資料6 ページ1 ページ、はじめにをご覧ください。

33行目以降の部分ですが、こちらが中間のまとめに対する意見募集以降の経過の記載となるように、表現を時点修正させていただいております。「また」以降の4行に関するところです。

以上が答申（案）の修正内容となります。

続きまして、令和3年9月13日に書面開催いたしました第3回検討部会の議事内容をご紹介します。資料4、令和3年度第3回東京都食品安全審議会検討部会議事概要をご覧ください。

まず答申（案）につきまして、ご承認の是非を確認しましたところ、全委員の先生方からご承認をいただきました。ご承認の上でいただいたご意見について、ご紹介します。

答申（案）に対するご意見ですが、事務局修正について論点が分かりやすくなりました。全体について、国の意向による全国標準化が図られることで地域による格差が改善され、全国的な技術向上につながることを期待したいと、ご賛同のご意見がありました。

また、ふぐ調理師試験の見直しについては、全国の模範になるような試験にしたい、というご意見と合わせまして、ふぐの種類鑑別の種類を増やしてほしいとのご要望もいただきました。このご要望については前回の第1回審議会でもご紹介しましたが、第1回検討部会で同様のご意見をいただいております、東京都の考え方を示しし、整理しており、答申（案）は特に修正しておりません。詳細につきましては本日参考資料1としまして、第1回検討部会における論点整理という資料をつけてございますが、こちらの2から3ページ目にかけて、ふぐの種類鑑別に係る論点を整理しておりますので、後ほどまた改めてご確認いただければと存じます。

また、試験の見直しにつきましては、近年、交雑種が増えている中、種類鑑別の試験を重視すべきである、ふぐ免許試験に関わる都職員により一層ふぐのことを勉強してもらいたい、といったご意見や、有資格者等への情報提供について、食用不可のふぐ、交雑種ふぐの情報を速やかに伝達してほしいとのご意見をいただきました。

このほか、答申（案）への直接的なご意見ではございませんが、昨今ニュースにもなりました、小あじの中にふぐが混入しているといった事案について、チェック体制の強化を要望する、天然のふぐの肝だけでなく、養殖ふぐの肝を絶対に提供しないこと、養殖のふぐには毒がないと断言させないこと、などのご意見をお受けしました。

以上のとおり、第3回検討部会のご審議の結果、ご承認いただいた答申（案）につきまして、概要をもって確認させていただきます。

続いて、資料5、答申（案）概要をご覧ください。

前回、審議会でご承認いただいた中間のまとめ以降の修正は、先ほど資料3でご説明したとおりです。見直しの方向性を分かりやすくするため、東京都の規制の状況について現行の体制のポイントを改めてご説明します。

表の面のふぐの取扱い等に係る現行の規制の内容について、東京都ふぐの取扱い規制条例等による規制の部分をご覧ください。

本条例の規制範囲は未処理のふぐの取扱いとして、食用のふぐを販売または販売の用に供するための貯蔵、処理、加工、若しくは調理すること、としています。

規制の柱は全体で三つございます。

未処理のふぐの取扱いに係る一つ目の柱は、人に対する規制である、ふぐ調理師免許制度です。ふぐ調理師の認定については、受験資格として調理師免許を取得していること、2年以上の従事経験があることを要件としています。また、試験内容は学科試験として、条例・規則に関すること、ふぐに関する一般知識、実技試験として種類鑑別、内臓識別、除毒処理、これには調理技術を含みます。これらを確認しています。

また、他自治体からの受入要件としては、都と同等以上の試験内容である自治体、これは※で記してございます6自治体がありますが、その免許取得者で、調理師免許取得者かつ都知事が行う都条例及び規則に関することを扱った講習会を受講した者としています。

二つ目の柱は、施設に対する規制である、ふぐ取扱所の認証制度です。ふぐ取扱所ごとに専任のふぐ調理師を設置し、認証書を施設の見やすいところに掲示しなければなりません。

最後に三つ目の柱として、身欠きふぐ等の除毒処理済ふぐの取扱いに係る、ふぐ加工製品取扱届出制度があります。ふぐ加工製品の取扱いを行おうとする者は、施設ごとに、届け出なければならない、としています。また、身欠きふぐ及び精巢のふぐ加工製品については、容器包装に入れられ、見やすい箇所に規則で定めた表示が必要です。

以上が、これまでの東京都のふぐの取扱いに係る規制のポイントとなります。

続いて、裏面をご覧ください。

東京都の規制の現状について見直しの方向性のポイントをご説明します。

見直しの方向性の枠内をご覧ください。課題は四つです。

まず一つ目の規制の範囲については、引き続き「処理」と合わせ、「販売」、「販売の用に供するための貯蔵」の規制を継続し、除毒処理後の「加工」、「調理」を規制範囲から除外するものとします。

続いて、二つ目のふぐ調理師免許制度の見直しについては、受験資格について、従事経験、調理師免許取得という要件をなくします。これにより、ふぐ調理師という資格名称についても見直しをすることとなります。

また、試験内容については、受験資格要件から調理師免許取得が外れることにより、学科試験に水産食品の衛生に関する知識の問題を加えることとなります。

実技試験については、除毒処理の課題から調理技術の確認を外します。

そして、他自治体からの有資格者の受入条件については、都と同等以上の試験内容である自治体の認定取得者で、都内に流通するふぐに関する内容の追加した都の講習会を受講した者とします。

続いて、三つ目のふぐ取扱所認証制度の見直しについては、現行制度を維持継続することとします。

最後に、ふぐ加工製品取扱届出制度については、廃止の方向で見直します。

以上が答申（案）の概要となります。

本文については、先ほど資料3により事務局修正の内容をご説明しておりますので、内容のご紹介については省略させていただきます。

これで検討部会の報告を終わります。

【五十君会長】 ありがとうございます。

ただいま奥澤部会長及び事務局から答申（案）検討部会報告について、ご説明がございました。奥澤部会長並びに検討部会の委員の皆様にご挨拶を申し上げます。

これから、この報告内容につきまして、ご審議いただきたいと思います。

ご意見がありましたら、よろしくお願ひいたします。

会場からは特にございませんか。それではWEBのかたはいかがでしょうか。

パブリックコメントも、それほど大きなコメントはなかったと思います。それから、若干の修正は分かりやすくするための文面の修正ということで、特に大きな変更はないというような状況であると思います。

ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。よろしいですか。

内田委員、どうぞ。

【内田委員】 ふぐの調理師免許を取って有資格者となった場合、一度免許を取れば永久に、一生有効になるのでしょうか。免許の有効期限というのはないんですか。いつまでという。

【五十君会長】 事務局、お願ひいたします。

【稲見食品監視課長】 ご質問どうもありがとうございます。

ふぐの調理師試験の免許につきましては、一度取得していただければ、その後有効期間というのは設けておりません。

【内田委員】 はい、ありがとうございます。

【五十君会長】 よろしいですか。

そのほかご意見、ご質問でも構いませんが、ございますか。

それでは、特にないようですので、この答申（案）をもちまして、答申といたしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。ご了承いただけますでしょうか。

会場はご了承いただいたようです。WEBのかた、特に異論はございませんでしょうか。ご了承いただきましたということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

【五十君会長】 ありがとうございます。

それでは、答申を行いたいと思いますので、事務局準備をお願いしたいと思います。

【稲見食品監視課長】 それでは、お待たせいたしました。準備が整いましたので、五十君会長から藤井健康安全部長へ答申をお願いしたいと思います。

五十君会長、よろしくお願ひいたします。

【五十君会長】 本年3月に知事から諮問を受けて以来、審議会を2回、検討部会を3回開催致しまして、ふぐの取扱い等に関する制度の在り方について、審議を重ねてまいりました。答申がまとまりましたので、審議会を代表いたしまして、藤井健康安全部長へ答申（案）をお渡ししたいと存じます。

ふぐの取扱い等に関する制度の在り方について（答申）、令和3年3月19日付2福保健食第2072号で諮問のあったこのことについて、別紙のとおり答申します。よ

ろしくお願いいたします。

【藤井健康安全部長】 ありがとうございます。

(答申書手交)

【稲見食品監視課長】 五十君会長ありがとうございました。

それでは、藤井健康安全部長よりご挨拶申し上げます。

【藤井健康安全部長】 福祉保健局健康安全部長の藤井でございます。

ただいま五十君会長から、ふぐの取扱い等に関する制度の在り方について、答申をいただきました。

委員の皆様方には本年3月の諮問以降、大変精力的にご審議いただき、本答申をまとめたいただきましたことに心から御礼を申し上げます。

また、具体的かつ詳細な検討を行うために設置いたしました検討部会におきまして、これまで3回にわたり専門的なお立場から、また都民の視点から活発なご審議をいただきました。検討部会座長の奥澤副会長をはじめ、検討部会の皆様方にも重ねて御礼を申し上げます。

今後は、この答申を踏まえまして、東京都ふぐの取扱い規制条例の改正について、検討を進めてまいります。

また、この後は、東京都食品安全推進計画につきまして、平成27年度から令和2年度までの実績及び令和3年度から令和7年度までの計画における今年度の取組予定につきまして、それぞれ報告させていただきます。

皆様におかれましては、今後も様々な立場から忌憚のないご意見を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後になりましたが、これまでの委員の皆様方のご尽力に対しまして厚く御礼を申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【稲見食品監視課長】 部会長の奥澤委員をはじめ、検討部会の委員の皆様にもご尽力いただきまして、ありがとうございました。事務局一同御礼申し上げます。

本日頂戴いたしました答申書は、後日印刷いたしまして、委員の皆様にご送付させていただきますとともに、関係機関へ配布させていただきます。

また、報道機関にも答申内容を提供する予定でございます。

今後、都は審議会の答申を受けまして、東京都ふぐの取扱い規制条例の改正作業を実施してまいります。よろしくお願いいたします。

【五十君会長】 それでは、お手元の会議の次第に従いまして、3、報告事項に入らせていただきます。

(1) 東京都食品安全推進計画(平成27年度から令和2年度まで)の実績について、及び(2)としまして、東京都食品安全推進計画(令和3年度から令和7年度まで)の今年度の取組予定について、事務局からまとめてご説明いただきたいと思います。お願いします。

【事務局】 食品監視課の増田と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、東京都食品安全推進計画の平成27年度から令和2年度までの実績と、令和3年度から令和7年度までの計画の今年度の取組予定についてご説明させていただきます。

まずは資料7をご覧ください。

こちらは平成27年度から令和2年度までの東京都食品安全推進計画の重点施策に関する6年分の実績になります。重点施策は1から11までございまして、それぞれについて簡単にご説明させていただきます。

まずは重点施策1、「東京都エコ農産物認証制度の推進」です。

2ページ目をご覧ください。

まずページの構成についてですが、施策ごとに上から重点施策の項目、それから施策の目標、施策の具体的な内容が記載してございます。

次に3ページ目をご覧ください。

こちらに平成27年度から令和2年度までの実績を記載してございます。各重点施策で同じ構成となっております。

それでは3ページ目をご覧ください。

安全・安心で環境に優しい農産物の生産を進行するため、施策の内容にある3項目の取組を進めてまいりました。1の表の一番右側、令和2年度の認証数は174点、令和2年度までの認証総数は3,109点、生産者総数は518件となっております。

また、2の表、認証対象農産物も令和2年度までで68品目となっております。また、ホームページやパンフレットなどによる制度の周知や都内飲食店へのPRなどを行いました。

次に、重点施策2、「国際規格と整合させた食品衛生自主管理認証制度の推進」です。

食品衛生自主管理認証制度は、事業者の自主的衛生管理の取組を、民間の指定審査事業者が認証する制度です。施策の内容は記載の3項目となります。

5ページ目をご覧ください。

「本部認証」ですとか、「特別認証」といった仕組みの活用による認証取得促進や、自主的衛生管理段階的の推進プログラムの普及、制度の信頼性確保のための審査事業者に対する監査や講習会などを行いました。令和2年度末の認証施設数は1,135件となっております。食品衛生法改正により、HACCPに沿った衛生管理が制度化されたことに伴いまして、当制度は令和3年5月末で新規認証及び更新手続を終了いたしました。制度としましては認証機関が終了する令和6年度末まで継続いたします。

続きまして、重点施策3、「国際基準であるHACCP導入支援」です。施策の内容は記載の2項目となります。

7ページ目をご覧ください。

健康安全研究センターのHACCP指導班による総合衛生管理製造過程承認施設等の専門監視を実施いたしました。また、平成27年度の計画改定当時はHACCP導入型基準を周知していくとしておりましたが、7ページの下にもありますとおり、平成28年から国の動きもございまして、食品衛生法改正により、原則全ての食品等事業者は「HACCPに沿った衛生管理」を行うことが義務づけられたため、令和元年度からは「HACCPに沿った衛生管理の制度化への対応」として、制度の周知、小規模飲食店事業者向けの衛生管理計画支援資材の作成、講習会の実施、事業者への助言、指導などを行いました。また、参考資料5としてお配りしております「HACCPに沿った衛生管理に取り組みましょう」というパンフレットを作成しまして、事業

者などへ周知を行いました。

続きまして、重点施策4、「食品安全情報評価委員会による分析・評価」です。施策の内容は記載の3項目となります。

9ページ目をご覧ください。

海外情報などの食品安全に関する情報の収集のほか、食品安全情報評価委員会を毎年度開催いたしまして、安全情報を分析、評価してまいりました。

令和2年度は2の一番下にございますが、消費者自ら油で調理する凍結流通品の衛生学的実態調査と、新型コロナウイルス感染症の流行により自宅での調理の機会が増えるなど、「新しい日常」における家庭での食中毒予防などに関する普及啓発について検討を行いました。また、食品安全情報評価委員会の評価結果に基づく情報をホームページやリーフレットなどで都民への情報発信を行いました。

続きまして、重点施策5、「輸入食品対策」です。施策の内容は記載の5項目で、輸入食品に対する監視や検査、輸入事業者による自主管理の取組支援を行いました。

11ページをご覧ください。

1の健康安全研究センターの専門監視班による監視結果ですが、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度は輸入事業者や輸入食品を取扱う倉庫事業者への立入り件数が減少しております。

一方、2の輸入食品の検査結果は、残留農薬の検査項目が令和元年度、令和2年度と増えております。これは市場衛生検査所の豊洲移転に伴う検査機器整備により、検査可能な項目数が増えたことによるものです。

12ページは、平成27年度から令和2年度までの輸入食品の違反の内容です。令和2年度は5件の違反がありまして、必要な措置を講じております。

また13ページの4、輸入事業者講習会ですが、令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止といたしましたが、令和2年度は動画配信で実施いたしました。

5の輸入事業者の自主管理支援につきましては、令和2年度は101施設実施いたしました。

続きまして、重点施策6、「健康食品」対策」です。施策の内容は記載の5項目となります。

15ページをご覧ください。

店頭やインターネットで市販品の試買調査を実施いたしました。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で調査実施品目数が例年より減少しておりますが、56品目について調査を実施しまして、医薬品成分が検出された5品目につきましては、必要な措置を講じております。

3の健康食品取扱事業者講習会も毎年実施しておりますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、動画配信により実施いたしました。

4の都民への普及啓発につきましては、3行目、健康食品を適正に利用するためのヒントを紹介した若年層向けサイト「磨け！選択眼～サプリは「魔法のクスリ」じゃない～」を令和2年度に新設いたしました。サイトにつきましては、参考資料6のリーフレットをご確認ください。

続きまして、重点施策7、「法令・条例に基づく適正表示の指導」です。施策の内容は記載の5項目です。

17ページをご覧ください。

平成27年の食品表示法施行に伴い、福祉保健局健康安全部食品監視課に旧JAS法を所管していた品質表示係を改編しまして、食品表示係、現在の食品表示担当を設置いたしました。

また、3の適正表示推進者の育成としまして、毎年度、適正表示推進者育成講習会を開催いたしました。例年2回開催しておりましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で1回の開催となりました。その他、食品表示に関するパンフレットやリーフレットを作成して配付しまして、普及啓発を行いました。

食品表示関係の作成資料は参考資料7から10として配布しております。参考資料8は今年度作成したリーフレットになります。

続きまして、重点施策8、「食品安全に関する健康危機管理体制の整備」です。施策の内容は記載の3項目です。

19ページをご覧ください。

1の関係機関との連携強化の二つ目の括弧、「国、関係自治体との連携」におきまして、二つ目、広域連携協議会は、食品衛生法改正に伴って設置された協議会です。広域的な食中毒事案の発生や拡大防止のため、国と関係自治体の連携や協力の場となります。令和元年度にこちらの協議会に参加いたしましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で開催されませんでした。

また2、緊急時対応マニュアル等に基づく訓練は、関係職員の訓練としまして、令和元年度には東京2020大会を見据えた、会場等での大規模食中毒発生を想定した訓練を実施するなど、危機管理訓練を実施いたしました。また、中央卸売市場におきましては、食品危害対策マニュアルに基づいた机上訓練を実施いたしました。

続きまして、重点施策9、「食品中の放射性物質モニタリング検査結果等、食品安全情報の世界への発信」です。施策の内容は記載の2項目になります。

21ページをご覧ください。

1、放射性物質モニタリング検査結果です。平成23年に発生した福島第一原子力発電所の事故以来、都内産農畜水産物、都内流通食品、芝浦と場でと畜した牛肉の検査を実施しておりましたが、芝浦と場でと畜した牛肉の検査は、全国的な対応といたしまして、令和2年3月31日をもって終了いたしました。しかし牛肉につきましては、令和2年度も都内流通食品の検査の中で実施しております。食品中の放射性物質対策に関するこれまでの実績について、参考資料11としてお配りしております。

また、都内流通食品の放射性物質検査はホームページ「食品衛生の窓」で公表しておきまして、日本語と英語を併記しております。今年度も引き続き検査を実施しておりますが、最新の結果につきましては、参考資料12をご確認ください。

また「食品衛生の窓」の英語化につきましては、令和2年度は参考資料13のように、事業者向け情報の英語化ページを作成しまして、情報発信を行いました。また、外国人向けにアレルギー情報を提供できるアレルギーコミュニケーションシートを含むアレルギー対策に関する飲食店向けリーフレットを作成しまして、令和2年度は参

考資料14のように改訂版を作成、配布いたしました。アレルギーコミュニケーションシートはピクトグラムと指差しでコミュニケーションが取れるツールとなっております。

さらに、外国人も含めた利用者へのアレルギー対策に関する飲食店向け講習会を平成28年度から毎年開催いたしましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、動画配信にて開催いたしました。

続きまして、重点施策10、「食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進」です。施策の内容は記載の3項目です。

23ページをご覧ください。

関係者による意見交換の場として、毎年、「食の安全都民フォーラム」、「食の安全調査隊」、「食の安全都民講座」を開催いたしました。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、動画配信や自宅学習形式での実施となりました。

次に24ページをご覧ください。

3、分かりやすい情報の提供としまして、ホームページ、メールマガジン、ツイッターで「食の安全情報」を提供いたしました。また、食中毒予防に関するポスターやリーフレットなどの作成を行いました。

令和2年度は参考資料15から17として配布しております「手洗い推進ステッカー」や「凍結流通する食肉調理品を扱う食品等事業者向けリーフレット」などを作成し、普及啓発を行いました。

続きまして、重点施策11、「総合的な食物アレルギー対策の推進」です。施策の内容は記載の3項目です。

26ページをご覧ください。

食品の製造・調理段階でのアレルギー物質混入防止に向けた技術指導としまして、食品製造業や給食施設等を対象として、監視指導を実施いたしました。

また、アレルギー表示の適正化として、食品の製造・流通・販売業者等に対して、アレルギー物質の検査も取り入れながら、表示の監視指導を実施しました。

また、学校、保育所、幼稚園等におけるアレルギー疾患の相談、緊急時対応等に係る人材の育成として研修等を開催いたしました。こちらも新型コロナウイルス感染症拡大防止として、令和2年度は動画配信にて開催したのもございます。

以上で、平成27年度から令和2年度までの食品安全推進計画の実施についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、資料8及び9を用いまして、令和3年度から令和7年度までの新しい食品安全推進計画の重点施策につきまして、今年度の取組予定をご説明いたします。

資料9をご覧ください。

こちらの新しい食品安全推進計画は昨年度食品安全審議会の答申を受けまして、今年3月に策定したものになりまして、こちらも重点施策1から11までございます。

今回の計画から新たに入った施策には「新規」、食品衛生法改正に対応する施策には、「法改正」と記載しております。ここでは「新規」、「法改正」の箇所を中心に説明させていただきます。

まずは、2ページをご覧ください。

重点施策1、「東京都GAP認証制度の推進」です。こちらは新規の施策になります。

まずページの構成についてですが、一番上に重点施策の項目、左側に具体的な施策の内容、右側に今年度の取組予定を記載してございます。

東京都GAP認証制度は、農産物の生産、出荷における食品安全、環境保全などの観点から都が定めた管理基準に基づく適正な取組を認証する制度です。GAP認証制度につきましては、参考資料18-1、18-2をお配りしております。

施策内容は3項目ございまして、令和3年度の予定としましては、認証取得者を対象とした研修会やセミナーの開催、またリーフレットの作成・配布により生産者の認証取得を促進してまいります。また、認証制度や認証ほ場・生産者をホームページや冊子で紹介したり、小売店でPRイベントを開催することにより、都民への制度周知を行ってまいります。また、認証制度などを紹介した冊子を食品流通事業者などへ配布し、認知度を向上させたり、小売店でのPRイベントなどを開催しまして、GAP農産物の流通拡大を支援してまいります。

次に3ページをご覧ください。重点施策2、「HACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進」です。法改正に対応する施策となっております、施策内容は2項目です。

食品衛生法改正によりまして、原則、全ての食品等事業者にはHACCPに沿った衛生管理が義務づけられたことを受けまして、一つ目に、HACCPに沿った衛生管理の周知及び技術的支援を行います。具体的には、衛生管理計画の作成・記録を補助する「食品衛生管理ファイル」を配布いたします。資料8の概要版を開いていただいた左側中央に食品衛生管理ファイルの画像を載せております。また、HACCP導入に課題を感じている小規模飲食店等に対する有識者による訪問アドバイスを行ったり、HACCPに係る相談会を開催しまして、有識者から事業者へ技術的助言を行います。

二つ目に、食品安全を担う人材の育成としまして、食品製造業、加工業者を対象としたHACCP管理手法に精通した人材を育成するためのHACCP推進者育成講習会を令和3年10月から令和4年2月にかけて動画配信形式で実施いたします。また、食品事業者からの相談に適切に対応できるよう、食品衛生監視員の資質向上のための研修も実施してまいります。

続きまして4ページをご覧ください。重点施策3、「多様化する食の提供主体による衛生管理向上への取組の推進」です。こちらは新規の施策です。

施策内容としまして2項目ございますが、まず一つ目に、ボランティア等の食の提供主体への衛生管理に係る技術的支援です。近年、子供食堂など、ボランティア等が福祉を目的として食品を提供する主体が多様化していることを受けまして、食中毒発生の未然防止の観点から、衛生管理に関する留意すべき事項についてガイドラインを作成いたします。また、許可や届出の対象外である1回の提供食数の少ない集団給食施設ですとか、いわゆる子供食堂等への食事提供者等の実態を保健所で把握しまして、必要に応じて衛生面での助言を行うために、運営者に対し、任意の届出の提出を求めするために、関係部署等に周知をしたり、ホームページなどで衛生管理の啓発を実施してまいります。

二つ目に、「新しい日常」に対する事業者への対策の周知徹底を行います。新型コロナ

ナウイルス感染症の流行の影響などによりまして、テイクアウトですとか宅配等の新たな提供形態を開始する事業者が増加していることから、調理済食品の温度管理ですとか、適切な手洗い方法などについて、ホームページ等で情報提供を行います。また、食品衛生監視指導計画に基づきまして、テイクアウトや宅配等による食品の提供を行う施設の監視指導を実施していきます。

続きまして、5ページをご覧ください。重点施策4、「食品安全情報評価委員会による分析・評価」です。

こちらの施策内容は3項目となっております。昨年度までと同様に食品安全情報の収集、食品安全情報評価委員会の開催、都民への情報発信を行ってまいります。

続きまして、6ページをご覧ください。重点施策5、「輸入食品対策」です。

こちらの施策内容は4項目となっております。こちらにも昨年度と同様に、専門監視班による監視の実施、輸入食品の検査の実施、輸入事業者の自主管理の支援、輸入事業者講習会を行ってまいります。講習会は、令和4年2月に動画配信形式での開催を予定しております。

続きまして、7ページ、8ページをご覧ください。重点施策6、「健康食品」対策」です。こちらは、法改正に対応する施策です。

施策内容は6項目となっております。二つ目の食品衛生法改正によって創設されました「指定成分等含有食品の健康被害事例報告制度」につきましては、健康被害情報の届出受理時の国への報告等を適切に対応してまいります。また、指定成分等含有食品を取扱う事業者に対しまして、適正表示等に係る監視指導を実施してまいります。

その他の事項につきましては、昨年度に引き続き実施してまいります。

続きまして、9ページをご覧ください。重点施策7、「新たな表示制度による適正表示の推進」です。

施策内容は4項目となっております。二つ目の新しい制度に応じた相談・監視の実施につきましては、令和4年4月1日に全面施行される原料原産地表示制度等の新しい表示制度の対応に向けた相談や普及啓発を実施してまいります。また、令和3年6月1日に開始されました自主回収届出制度へ適切に対応してまいります。

また、11月の適正表示推進者育成講習会、令和4年2月頃のフォローアップ講習会は、それぞれ動画配信形式での実施を予定しております。

その他につきましては、昨年度と同様に取り組んでまいります。

続きまして、10ページをご覧ください。重点施策8、「食品安全に関する健康危機管理体制の強化」です。こちらは、法改正に対応する施策で、施策内容は2項目です。

一つ目の広域連携協議会等を活用した関係機関との連携体制の構築ですが、食品衛生法改正によって設置されました関東信越厚生局主催の「広域連携協議会」への参加を予定しております。

二つ目の緊急時対応マニュアル等に基づく訓練の実施につきましては、昨年度に引き続き実施してまいります。

続きまして、11ページをご覧ください。重点施策9、「外国人への情報発信等の充実」です。こちらは新規の施策となっております。昨年度までは海外への情報発信に主眼を置いた施策としておりましたが、今年度からは、国内で働く外国人などへの情

報発信にシフトしております。

施策内容は3項目ございまして、一つ目、外国人の食品関係従事者への情報発信では、都内で働く外国人の食品関係従事者に向けた衛生管理の基礎知識や手法について、多言語で説明をするガイドブックを作成予定です。

また、二つ目のホームページ「食品衛生の窓」の英語ページの追加・更新は、今年度も引き続き実施してまいります。

また、3点目のアレルギー対策の飲食店向け講習会は、7月に動画配信で実施しまして、アレルギーコミュニケーションシートの周知も実施いたしました。

続きまして、12ページをご覧ください。重点施策10、「食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進」です。

施策内容は3項目となっております。昨年度に引き続き、「食の安全都民フォーラム」や「食の安全都民講座」、「食の安全こども調査隊」などを開催し、食の安全に関する意見交換や普及啓発を実施してまいります。

今年度開催しました食の安全都民講座と食の安全調査隊の案内チラシにつきましては、参考資料19、20として配付しております。また、ホームページや啓発資材による情報提供も、今年度も引き続き実施してまいります。

続きまして、13ページをご覧ください。重点施策11、総合的なアレルギー対策の推進です。

施策内容は2項目となっております。昨年度から引き続きの内容となっております。

二つ目の学校、保育所、幼稚園等におけるアレルギー疾患の相談等に係る人材の育成につきましては、各種研修につきまして、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、動画配信や動画配信と集会形式の併用といった形式で実施してまいります。

以上で、令和3年度から令和7年度までの食品安全推進計画の今年度の取組予定についての説明を終わります。

補足としまして、参考資料21、22につきましては、食品衛生法改正に伴いまして新たな営業許可制度や営業の届出制度が始まることの周知のために、食品監視課で作成したパンフレットとリーフレットになりますので、ご参考までに配付いたしました。

引き続きまして、参考資料4として配付しております「乳児ボツリヌス症予防ポスター等の使用中止等について」、担当から補足の説明をさせていただきます。

【平井食品医薬品情報担当課長】 健康安全研究センター、食品医薬品情報担当課長の平井と申します。よろしくお願いたします。

参考資料4、クリアフォルダーに入っているほうの資料でございますけども、こちらのミツバチのイラストが記載されている資料でございます。こちら、乳児ボツリヌス症予防ポスター等の使用中止について、補足でご説明させていただきます。

表面は、平成30年2月に発行した乳児ボツリヌス症予防についてのA4判啓発ポスターの写しでございます。乳児は、腸内環境が未熟なため、はちみつにボツリヌス菌が混入していた場合、腸内で菌が増殖し、乳児ボツリヌス症になることがございますので、1歳未満の乳児には、はちみつを与えないよう注意を促す内容となっております。

ます。このポスターのほかに小さ目のリーフレット等もございまして、平成30年度の第1回食品安全審議会において、発行のご報告をさせていただいているところでございます。

これらの資料には、二次元コードが印刷されております。お手元の資料では、ミツバチのイラストのすぐ下に枠囲みで二次元コードと記載されておりますけれども、実物では、その位置にドット、点々ですね、点々で構成された二次元コードが印刷されております。その二次元コードをスマートフォン等のカメラで読み取りますと、乳児ボツリヌス症に係るQ&Aが表示されるようになっていたところでございますが、先般、都とは関係のないサイトにつながるという事象が確認されたため、現在、当該ポスターなどの使用を中止させていただいております。

また、資料の裏面を御覧いただきたいと思いますが、重要なお知らせとしまして、これらの資料に印刷されている二次元コードを読み取らないように注意喚起するA4判ポスターを作成いたしまして、保健所や母子保健の担当窓口、医療機関等に掲示のお願いをするとともに、都のホームページやツイッター等でもお知らせしているところでございます。

乳児ボツリヌス症につきましては、今後も啓発を行う必要があると考えておりますので、今年度中に新たな啓発資料を作成する予定となっております。ご迷惑をおかけしておりますこと、おわび申し上げます。

私からは、以上でございます。

【五十君会長】 詳しいご説明、ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたらお願いしたいと思います。小坂委員、どうぞ。

【小坂委員】 今の最後ので教えてほしいんですけども、二次元コードで別サイトに飛んでしまうということでしたが、これは印刷時には適切なところに飛んでいたのということなんでしょうか。そもそも使う人によって正しく表示されたり、正しく表示されなかったりしたということでしょうか。ちょっと原因が分かれば教えていただきたいんですけど。

【平井食品医薬品情報担当課長】 ご質問ありがとうございます。では、原因等について簡単にご説明させていただきたいと思います。

当該ポスターなどの二次元コードにつきましては、東京都食品安全FAQというサイトにおける乳児ボツリヌス症に係るQ&Aのリーフレット発行当時のURL情報が埋め込まれておりますが、その東京都食品安全FAQのドメインにつきましては、リーフレット作成以降、2回変更となっております。1回目は、平成31年3月でございますが、古いURLにアクセスがあった場合、自動的に新しいURLにジャンプさせるリダイレクトという処理を行うように委託業者に依頼しておりましたので、ポスターなどの二次元コードを読み取られた場合には、変更前のURLに接続されますけれども、瞬時に変更後のURLにジャンプしまして、Q&Aが適切に表示されておりました。しかしながら、このリダイレクトをいつまで続けるかという終期につきましては、委託業者との取決めが行われておりませんでした。そのため、令和3年3月に2回目のドメイン変更が行われた後、2世代前のものになりました当初のドメインにつ

いて、委託業者が不要と判断し、都に相談することなく令和3年4月に当該ドメインの使用権の更新を取りやめてしまったものでございます。

ドメインの使用権は電話番号と同じでございまして、管理団体との契約期間中は自分専用のもので使用できますけれども、契約が終了しますと、第三者が使用申請することが可能になります。今回の場合、委託業者が使用権を手放した後、第三者が同じドメインの使用権を取得したため、ポスター等の二次元コードを読み取ると、都とは関係のないサイトに接続される状況になったということでございます。リーフレット発行当時は適切に都のQ&Aが表示されておりましたが、途中、ドメインを2回変更した結果、当初のドメインの使用権が手放されておまして、現在、他の、第三者が、そのドメインを使用しており、結果として、リーフレットの二次元コードを読むと、現在の使用権を持つての方のサイトにつながってしまうということでございます。

今後は、このような事案が発生することのないよう、適切にドメイン等の管理を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

【五十君会長】 小坂委員、よろしいでしょうか。

【小坂委員】 ありがとうございます。

【五十君会長】 蒲生委員、WEBからですね。

【蒲生委員】 よろしいでしょうか。日本輸入食品安全推進協会の蒲生でございます。

今の件、非常に重要なポイントかと思えます。今後、ドメインに関してしっかり管理をされていくということですので、もう既にされているとは思いますが、現時点で、このはちみつ以外にも、こういった事例がなかったか、そういった水平展開、ほかのものでもないかということの確認は取られているのかということだけ簡単に確認したいと思えます。

実は、教えていただいたかったのは輸入食品のところでございます、3点ございます。資料9の輸入食品対策、6ページについて3点質問させていただきます。

2番目のところに、検査項目として残留農薬、食品添加物、カビ毒、遺伝子組換え食品等々ございますけれども、それぞれの項目の計画件数は、どこを見れば確認が取れるのでしょうか。それから、その検査項目の割り振りの考え方について教えていただきたいと思えます。国のモニタリング検査ですと、統計学の95%信頼度で1件以上の違反を見つけられる検査件数を基本として、それに違反状況を加味して残留農薬でどのぐらい、食品添加物でどのぐらいというふうに割り振るという考え方が示されています。東京都さんのところでは、どのような考え方で割り振られているのかを教えてください。これが1点目です。

2点目ですけれども、輸入食品の検査の実施として、令和3年度、食品衛生監視指導計画を見ましたところ、4万5,000件という数字がありました。資料7に、平成27年度からの、その実績がありまして、令和元年が2万7,361件、令和2年が2万3,942件実施されたということですので、かなり4万5,000というと増えているなというふうに思うんですが、増えた理由が何だったのか。それから、も

う今、10月も半ばですけども、この4万5,000にいきそうなのかどうか。この検査件数について教えてください。これが2点目です。

最後3点目なんですけれども、検査項目の中に病原性微生物がないと思えました。海外の違反状況、リコールサイト等を見ますと、リステリアですとかサルモネラですとか、非常に多くて、国の水際の検査では、もちろん、こういった病原性微生物検査を行っているわけなんですけど、国内対策としての東京都さんにおいて、病原性微生物検査がされているのか。あと、放射線照射ですね、これについてもどうなのか、教えていただきたいと思えます。

以上、3点です。よろしくお願ひいたします。

【五十君会長】 最初のご質問から行きましょうか。WEBの関係ですね。

【平井食品医薬品情報担当課長】 最初の二次元コードについてご説明させていただきます。

ご指摘のとおり、水平展開は非常に重要と考えておりまして、一応、現在、私どものほうで作成しているリーフレットについては点検をいたしまして、これ以外にはないということを確認しております。今後は、二次元コードを用いた資料をリスト化しまして、定期的に確認等を行う予定でございます。

私からは以上です。

【五十君会長】 蒲生委員、今の件につきましてはよろしいでしょうか。

【蒲生委員】 はい、結構です。よろしくお願ひいたします。

【五十君会長】 それでは重点施策の5ですね、輸入食品対策について、事務局のからお願ひします。

【稲見食品監視課長】 ご質問、どうもありがとうございます。

輸入食品の検査の状況でございますけれども、この施策の内容にあるとおり、残留農薬であるとか添加物であるとかカビ毒であるとか、こういったものの検査をしております。検査項目の考え方なんですけれども、基本的には、検疫所において発見された違反事例を踏まえまして、違反がありそうなものやっけていくというような形で現在対応しているという状況です。

それから計画数と、記載の数が若干違うんじゃないかというご指摘ですけども、すみません、ちょっと今、手元に細かい資料がございませんので、後ほど確認させていただいて、ご連絡を差し上げたいというふうに思っております。

それから、リステリア等の微生物についての検査ということでございますけれども、そこも、ちょっとすみません、今、手元にどの程度の検査をしているのかございませんので、そこも併せて報告させていただきたいというふうに思っております。

【蒲生委員】 ありがとうございます。

1点目の質問、考え方について、検疫所の結果を基に割り振っておられるということですが、恐らく、年度当初に、各項目ごとの計画を立ててらっしゃるんじゃないかと思えます。その計画件数を見つけることができなかつたもので、そのような計画があるのであれば、どこで確認することができるか教えていただければありがたいです。よろしくお願ひします。

【五十君会長】 それでは、後ほどまた、詳しくご報告がいただけるということで。

【稲見食品監視課長】 承知いたしました。

【五十君会長】 よろしく願いいたします。

そのほか、春日委員、WEBからですね、お願いします。

【春日委員】 ありがとうございます。春日です。

2点、ちょっとコメントさせていただきたいと思います。

1点目は、東京都食品安全情報評価委員会からの情報についてです。実は、私、この食品安全情報評価委員会発足のときからの委員で、こちらの食品安全審議会が、その翌年に確か発足したんだと思います。当時、一生懸命、いろいろ情報を海外からも集めて、例えば、東京都の教育委員会に対して調理実習の安全衛生管理等について提言を差し上げたり、そういうことをしていました。当時から、実は、1年後に発足した、こちらの食品安全審議会との関係について、どうなっているのかなっていうふうに思っていたところなんです。令和2年度までの実績をご説明いただきましたけれども、この安全情報評価委員会での評価情報、それを、こちらの審議会にも定期的にご報告いただいたり、何かこちらの審議に使ったりした実績はありますか。これが質問になります。

お願いというか、要望としましては、今年度からの新しい施策においては、一般に対して安全情報を公開するだけではなくて、ぜひ、こちらの安全審議会のほうにも、ある程度の頻度で、こんな安全情報が集まっていますということをご紹介いただけたらありがたいというふうに思います。

次の点が、令和2年度までの重点施策1に関するものです。こちらの東京都エコ農作物認証制度の推進、このGAPという意味では今年度からの推進計画にも第一という施策として盛り込まれていますが、エコという観点で、どのくらい新しい推進計画の中で重視されているかということ、ちょっと伺いたいと思います。特に、今、SDGsの推進が全国、国から各自治体、また各事業者においても熱心に進められているところです。これは、必ずしもエコだけではなくて、貧困ですとか健康ですとか、食品安全に関わる様々な施策に関係してくる国際目標ですので、それを、新しいこの5年間の推進計画の中でも、何らかの形で取り入れるような形で継続していただけたらというふうに思います。今すぐに、どの施策、どの重点の柱にというアイデアが、ちょっと見つからないんですけども、少し中長期的に検討いただけたらというふうに思います。

以上です。

【五十君会長】 それでは、最初の食品安全情報評価委員会との連携から、事務局に回答いただきたいと思います。

【稲見食品監視課長】 ご質問いただいてありがとうございます。

まず、食品安全審議会と、それから情報評価委員会の関係でございますけれども、こちらの食品安全審議会のほうは、先ほどふぐのほうでも答申いただきましたが、制度に関わるようなところ、それから食品安全推進計画、計画の改定であるとか、あるいは進捗状況のご報告といったものやっつけてまいる会でございます。

一方、情報評価委員会のほうは、いろんな情報を収集して、都民に対して分かりやすく情報を提供していこうというものが主な会でございまして、この連携といたしま

しては、毎年、推進計画の進捗状況についてご報告させていただくということで、まさに重点施策の4という形で情報評価委員会の分析結果等についてはご報告させていただいていると、そういう状況でございます。

【五十君会長】 まず、こちらにつきまして、春日委員、いかがですか。

【春日委員】 この安全審議会の間でもご報告いただいているということでしょうか。

【稲見食品監視課長】 おっしゃるとおりでございます。推進計画の中に、この評価委員会の分析評価の部分が重点施策の4として、今回の計画にも入れてございますので、こういう形で評価委員会ではどんなことが行われたのか等については、毎年進捗状況という形で報告をしているという状況です。

【春日委員】 分かりました。進捗状況に加えて、具体的な評価の内容もかいつまんで委員に回覧していただくとか、そういう形での交流があるとありがたいなというふうに思いました。

【五十君会長】 ご意見、ありがとうございます。

では、重点施策1に関連するところにつきましてはいかがでしょうか。

はい、お願いします。

【高橋食料安全課長】 産業労働局農林水産部の高橋でございます。ご質問ありがとうございます。

まず一つ目なんですけど、東京都エコ農産物の認証制度につきましては、今まで生産者数500名以上を認証しております。今後とも、認証につきましては東京都として進めていきたいと考えているところでございます。

それから、今後の展開についてですが、産業労働局としては東京都GAP推進事業の中で東京都の安全・安心な農産物の生産、あるいは環境に配慮した持続可能な東京農業の実現を目指すために東京都GAP推進事業を進めていきたいと思っております。その中でエコ農産物の考え方と同じように減農薬や減化学肥料を推進して農産物の安全性を担保し、環境保全型農業も進めていくことを考えております。

産業労働局からは以上でございます。

【五十君会長】 春日委員は、SDGsの日本を代表する立場にいらっしゃる方です。何か追加のコメント、あるいはご提案等ございましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

【春日委員】 会長どうもありがとうございます。

生産段階での取組においては、引き続きエコという部分も重視されているというご説明ありがとうございました。

私はもう一つ申し上げたかったのは、この食品安全推進計画全体にわたって、もう一步SDGsの観点を盛り込んでいいのではないかなという点です。

それは生産段階だけにとどまらず、食品安全に関わる事業者ですとか、消費者、廃棄に至るまで、あらゆる面で関わってきますので、これは今すぐに簡単にこの推進計画のところにとすることは難しいと思うんですけども、少し中長期的に東京都として考えていただければというふうに思います。

【五十君会長】 ただいまのご意見につきまして、何か追加のコメント等、事務局ありますでしょうか。

【稲見食品監視課長】 ご意見ありがとうございます。

フードロスとかそういったことを入れたほうがいいんじゃないかというご意見だと思えますけれども、フードロス等については別な会議体で検討しているというふうに聞いておりますので、そちらのほうでご議論されるような話も含まれるのかなというふうに考えております。こちらの計画につきましては、なかなか食品の安全とそれから物の廃棄というものを両立させるのが非常に難しいかなということで、今回こういった計画を立てさせていただいているという次第でございます。

【五十君会長】 春日委員、追加はございますか。よろしいですか。どうもご発言ありがとうございます。

次に、柿本委員どうぞご発言ください。

【柿本委員】 柿本でございます。ご説明ありがとうございます。

私のほうからは要望が2点でございます。

1点目は、東京都としてたくさんパンフレットを発行していただいていますし、SNS、YouTube、ホームページなどによる配信をしていることがよく分かりました。多彩な情報発信を今後も続けていただけるとのことですので、切れ目なくお願いいたします。いかに効果的かつ確実に市民、関係者などに情報を届けるかというところが大変重要と考えますので、手元にしっかり届くような工夫をさらにいただければというのが要望でございます。

2点目でございます。重点施策9番に関して、でございます。新しく外国人への情報発信等の充実というところで挙げていただいておりますが、これは非常に重要な課題だと認識しております。

ガイドブック・ホームページの活用を挙げていただいておりますが、ぜひ外国人コミュニティの活用なども考えていただければと考えます。すべての人に、情報が平等に届くように、ぜひぜひ工夫をしていただければと思います。新型コロナ感染症収束の後には、より一層外国の方が増えていくと考えられますので、どうぞよろしく願いいたします。

【五十君会長】 情報が確実に届くようにというご発言であると思いますが、事務局、何かコメントありますか。

【稲見食品監視課長】 ご意見どうもありがとうございます。

ご指摘いただいたとおり、パンフレットであるとかSNSであるとか、いろんな年齢の方が使いやすいような形で現在情報提供に努めているというところでございます。

また外国人の情報発信について、コミュニティの活用なんかもご意見いただいたところでございまして、今、コロナ禍でなかなか外国人の方がいらっしゃっていないですし、それから飲食店なんかでも働いている方が少なくなっているという状況ではございますけれども、今後、コロナ禍が収まった段階でいろんな方がいらっしゃると思えますので、ご意見を踏まえましてできるだけの対応をしていきたいというふうに考えております。

【五十君会長】 大変厳しい状況の中行っているということが分かりましたが、い

かがでしょうか。今のコメントについて追加ありますか。

【柿本委員】 これで結構でございます。コロナが明けた以降、どうぞよろしくお願ひいたします。

【五十君会長】 どうもご発言ありがとうございました。

ほかには。山下委員どうぞ。

【山下委員】 このパンフレット等はどういう方法で配布をなさっているのか。はちみつなんかの話ですけれども、こういうパンフレットなんかはどういうふうに配布されているのか。なかなか1歳未満の子供のいる方に配布できるかどうか分からないですけど、保健所からやっているとか、何かそういう方法なのか、配布の方法を教えてくださいたいと思います。

【五十君会長】 事務局お願ひいたします。

【平井食品医薬品情報担当課長】 ご質問ありがとうございます。

先ほどご説明させていただきました乳児ボツリヌス症予防のリーフレット等につきましては、まずは保健所に配布をさせていただきます。さらに区市町村の母子保健の担当窓口のほうにもお配りしてございまして、お越しいただいた都民、市民、区民の方に対してお配りできるような形を取っております。また、都内の医療機関にポスターをお配りしまして、院内に掲示をいただいているところでございます。また、PDFを都のホームページに掲載しております、そちらは誰でも自由にダウンロードできる形となっております。

乳児ボツリヌス症予防のリーフレット等については以上でございます。

【五十君会長】 よろしいでしょうか。

【山下委員】 区市町村のところに行く場合、町会など細かいところにはあんまりこういう配布はしていないのでしょうか。

【平井食品医薬品情報担当課長】 区市町村の母子保健のご担当のセクションにお配りしてございますので、そこから先、どういう配布の仕方は各区市町村によるのかとは思いますが、恐らく町内会とかというレベルにはないのかなとは思っています。

【山下委員】 ありがとうございます。

【五十君会長】 では、次の質問。

高橋委員、WEBですね。お願ひできますか。

【高橋委員】 高橋でございます。ご説明ありがとうございました。

私も先ほどの春日委員からのご発言と重なりますが、重点施策1、東京都GAP認証制度の推進について、一言申し上げさせていただきたいと思ひます。

この東京都GAP認証制度、大変重要な取組と考えております。東京都の魅力、そしてSDGsへの取組をPRすべきではないかなと思ひてございます。東京都の観光資源、そして食、農林水産業の拡大、自給率のアップにつながる取組でありますので、さらなる東京都の魅力に貢献すると思ひております。

我々も小売業として、このGAP認証制度に認証された農林水産物をPRし、さらに広い意味で観光資源の創出から広げていただければと思ひます。

また参考資料で多くの資料を頂きました。大変わかりやすい内容ですので、若い世代にも発信するためSNS等のツールを活用してPRしていくことなどの新たな方策

を考えていただければというふうに思っております。

以上でございます。

【五十君会長】 どうぞ。事務局。

【高橋食料安全課長】 産業労働局農林水産の高橋でございます。どうもありがとうございます。

2点ご質問をいただいたと思います。

まず1点目、東京都GAP認証制度についてでございます。

この制度につきましては、2020大会での農産物の供給という非常に大きなミッションを持っていたんですけども、それを一歩踏まえまして、今後はいわゆるイベントを行っていきたくて考えております。例えば、飲食店でのPRイベントや、流通業者と生産者をマッチングさせるオンライン商談会、さらには生産者を対象とした販路拡大のためのセミナーを今年度行ってまいります。こうした取組を通じまして、東京都のGAP農産物の普及拡大を図っていきたくて思っております。

それから2点目なんですが、もう少し広い観点から東京産食材の普及啓発についてでございます。

東京産食材につきましては、そのカロリーベースで自給率は1%程度と非常に低いものでございますが、東京産食材は多種多様な品目を生産者の方が生産をしております。その魅力を発信するために、例えば、今後はトレインチャンネルの中でPR動画を発信したり、あるいは各種イベントで東京産食材のPR展示、あるいは試食を踏まえまして、さらに一歩前進させていきたいというふうに考えております。

WEBやSNS等を通じまして、農林水産部としてもしっかりとした情報発信を今後進めていくところですが今年度、東京産食材のPRのための魅力発信戦略というものも策定しております。都庁内部の策定の計画ではございますが、この計画を基に施策を推進していきたいと思っております。

以上でございます。

【五十君会長】 いかがでしょうか。

【高橋委員】 ありがとうございます。

【五十君会長】 それでは、森田委員。よろしくお願ひします。

【森田委員】 森田です。ご説明をどうもありがとうございました。

私が伺いたいのは、重点施策7の新たな表示制度による適正表示の推進の中の新しい制度に応じた相談・監視の実施の、3ポツ目、令和3年6月1日に開始された自主回収届出制度への適切な対応のところですか。

ここにつきましては、改正食品衛生法を受けての食品表示法の対応が求められると思うのですが、そちらはちょっと書かれていなかったものですか、食品衛生法の所管と同じ部署でやられているのかどうかということが1点。

また、この自主回収報告制度、厚生労働省のウェブサイトを見ておりますと膨大な数が今出ているように思います。かつて東京都では自主回収報告制度で確実にそれぞれ挙げられていたと思うんですけども、あまりに数が多いということがあるのでこれまでだったら都で保健所で、例えば相談を受けていたと思いますが、なかなか直接に相談できなくて、円滑な対応ができないところがあるのではないかと懸念するので

すけれども、窓口はどうなっていますか。

それから3点目ですけれども、やはりリコールのところ、クラス分類が同じように見えるものでも、自治体によってクラス分類が変わったりすることがありますが、この点につきまして平準化と言いますか、そういう観点からどのように取り組まれているのか、その3点についてお聞かせください。

【五十君会長】 重点施策の7ですね。ただいまのご質問について事務局から回答をいただけますか。

【稲見食品監視課長】 ご質問どうもありがとうございます。

まず、1点目のご質問、食品衛生法とそれから食品表示法と別々の法律に基づく回収であるけれども、そこは同じ部署で対応しているのかというご質問かと思えます。

これにつきましては、私ども食品監視課には食品表示法とそれから食品衛生法、両方持つ部署がございますので、一括して都の保健所のほうで一度事業者から相談を受けて届出を出していただいて、それに基づいて国に報告しているという状況でございます。

それから2点目ですけれども、相談等、今まで円滑に行われていたけれども、今回、法改正に伴ってそれがなかなか難しくなったのかというご質問だったかと思えますけれども、今のところ都の保健所のほうにやはりご一報いただいて、相談を受けながらWEB上で現在届出できるシステムになっていますので、届け出ていただくというような対応を取っております。

それから3点目、クラス分類について自治体間で齟齬があるのではないかというご指摘でございますけれども、こちらにつきましてはまだ黎明期でございます、試行錯誤しながらやっているという状況でございますので、事例が蓄積されてくると自治体同士の齟齬もなくなってくるのかなというふうには考えているところで。

以上になります。

【森田委員】 ありがとうございます。

【五十君会長】 よろしいですね。はい。

それでは、小浦委員。お願いいたします。

【小浦委員】 小浦でございます。ご説明ありがとうございました。

私のほうからは重点施策の10番の食の安全に関するリスクコミュニケーションの推進のことについて1点聞かせていただきます。毎回都民の関心があるだろうという内容を食の安全都民フォーラムでお話いただくのは大変助かっております。

令和2年度の「活かそう、食品表示」のところは、新型コロナウイルスの感染拡大の観点から動画配信をされておりまして、参集型でしたら1回しか聞かれなかったところを、私はもう一度確かめたくて二度聞いたような気がしております。

令和3年度もWEB開催ですが、すでにチラシをいただいておりまして、ゲノム編集技術応用食品について10月25日まで事前に質問を受け付けるという工夫をされています。たぶんいろんな質問が出てくるんだろうと思っております。

前置きが長くなりましたが質問は、令和3年度はWEBですけれども、この後参集型でイベントができましたとしても、やはり動画配信ということが非常に有効な手段だということを都庁のほうでも把握をされていると思っておりますので、両方を使ってぜひ

都民に発信をしていただくというようなことを考えていらっしゃるかどうか、そこだけ確認をさせていただきます。

【五十君会長】 事務局いかがでしょうか。

【稲見食品監視課長】 ご意見どうもありがとうございます。

現在、やはり皆さんで集まって何かをやるということが非常に難しい環境でございますので、どうやって対応すればいいのかということを考えながら動画配信であるとか、今回の会議のようにWEB会議形式を併用するような形のいろいろ取組をさせていただいているところです。

今回すごく動画配信がいいんだというご意見いただきましたので、今後もそういったものが続けられるように努力してまいりたいというふうに考えております。

【小浦委員】 よろしく願いいたします。

【五十君会長】 対面で行う会議のメリットはありますし、またWEB会議方式も逆に体験してみてもよかったという、非常に貴重なコメントであると思います。

そのほかご質問ありますでしょうか。

それでは、小坂委員どうぞ。

【小坂委員】 質問というか要望なんですけれども、ほかの委員からもありましたけれども、情報の提供の方法で、今、非常にいろんな方法が使われていてありがたいなと思うんですけれども、特に食品の安全の情報というのは、今回コロナでも正しい情報がネット上にそうでないものが混在していて、きちんと正しい情報を得られていない方もいるというのが非常に問題になったと思います。

食の安全も命に関わる問題ですので、公的な機関が発信する情報というのは正しい情報としてとても重要になってくるので、これがきちんとネットの検索エンジンに出てきて東京都で提供する情報が多くの方に届くように、その辺の例えばサイトの見やすさだったり、情報の出し方だったりというところをぜひ研究していただいて、何かあったときに、多くの方に正しい情報がスピーディーに伝わるようにしていただきたい。

先ほど質問にもありましたけど、直接行政同士でつながっているのではなくて、今の方は一般に検索して調べたりしていますし、ツールも多様になってきていますので、その辺もぜひそういった業者さんと相談するなり、今後、この後展開される施策をしていく上でご検討していただけると、市民としてというか都民としてありがたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。ということが一つ。

それともう一点が、子供食堂に対する支援なんですけれども、ぜひ安心して食べられるものを提供できることが望ましいと思っておるんですけれども、活動が継続し活発になる方向での助言、指導というのをぜひお願いしたいなど。ともすると運営を難しくしてしまうようなことにならないとは思っていますけれども、場合によってはなりかねないと思うので、ぜひサポートする方向での展開をしていただけるといいのかなと思いました。

以上です。

【五十君会長】 要望と思いますが、事務局から何かございますか。

【稲見食品監視課長】 ご意見どうもありがとうございます。

1点目の情報の見やすさとか出し方については非常に難しく、私どもがいつも迷っているところでございます。こういった席でご意見いただきましたので、ご意見を踏まえて、今後とも努力をしていきたいというふうに考えているところです。

それから子供食堂の件でございますけれども、これは東京都内、都区市でございますので、都区市の衛生部局でどんなことができるのかというのを検討して、ガイドラインのようなものをつくって保健所に情報提供しているところでございます。

今後、実際に運営されている皆様方に分かりやすく取り組みやすいような、そういったパンフレット等を作っていきような計画でございますので、そういったものの中で取組やすさというのを重視して作成していきたいというふうに考えています。

【五十君会長】 小坂委員、よろしいですか。はい。

ほかにございますでしょうか。

それでは、片山委員をお願いします。

【片山委員】 重点施策の7番について先ほども出ました新しい制度に応じた相談・監視の実施で、その自主回収届出制度への適切な対応というところで、義務化になって届出が多くなっていると報告がありました。その中身を見ると、健康影響がないようなものまで多く見られます。自主回収についてメーカーさんは保健所さんに義務として届出が必要な物かどうかということ相談に行くことが多いのではないかなと思います。

最近の事例でも健康影響はなくても使用原材料の法律違反による商品の自主回収がありました。原材料の法律違反問題はしっかり考えなくてはいけないのですが、そのことと健康影響にない、例えば農薬でも一律基準で違反した原材料を使った小売の商品がたくさん自主回収されることを見られます。元をただせば一つの原材料の問題ですが、それを使った多くのメーカーさんが同じような商品を回収して廃棄することになる。大量の食品のロスにつながってしまっている事例として挙がっています。

この辺のところは、健康影響と法律違反によるものと、指導をしっかりとやっていただきたいと思っているところです。

以上です。

【五十君会長】 要望と思いますが、いかがでしょうか。

【稲見食品監視課長】 ご意見どうもありがとうございます。

自主回収報告の制度につきましては、今回の食品衛生法の改正で法の立てつけの中に入ってきたということになりますので、国と相談しながら適切に対応してまいりたいというふうに考えています。

【五十君会長】 よろしいですか。国の制度でございますので、連携を取った形の対応ということになると思います。

大分時間が押しておりますが、もう一件だけ、柿本委員からお願いしたいと思いません。

【柿本委員】 時間が押している中、申し訳ございません。

私、先ほど申し述べ忘れたので1点だけ。参考資料の15と16で頂きましたステッカーの件でございます。

参考資料15のステッカーに関しましては、英語とそれから図、絵、もちろん日本

語ということで非常に優れた情報発信力のあるステッカーだというふうに思っております。そして16のほうも、思わず中身を読む。なるほどなるほどという感じで読ませる内容のステッカーでございますので、情報発信ツールとしては優れているということで先ほども申し上げましたが、効果的な使用をお願いしたいと思います。

以上でございます。

【五十君会長】 コメントありがとうございます。

事務局、何かございますか。

【平井食品医薬品情報担当課長】 お褒めの言葉大変ありがたく思います。それを励みに、今後も工夫を重ねてまいりたいと思います。ありがとうございました。

【五十君会長】 まだまだたくさんあると思いますが、大分時間が超過しておりますので、そろそろ終了させていただきたいと思います。

大変熱心なご発言をいただきましてありがとうございました。

それでは、これで予定されておりました事項につきましては全て終了いたしたいと思います。皆様の熱心なご発言、ご協力ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

【稲見食品監視課長】 五十君会長、どうもありがとうございました。

また、委員の皆様長時間にわたりましてご審議いただきましてありがとうございました。

それでは、これをもちまして令和3年度第2回東京都食品安全審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。